

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕(その6)	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市 寝屋川市	(株) デイケイケイサー ビス関西	9,968,400	平成28年4月18日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
2	城東消防署建設に伴うコンピュータ設備 工事	10:電気通信工事	城東区	富士通(株)	2,689,200	平成28年4月18日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
3	柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕 (その1)	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 守口市 枚方市	メタウォーター(株)	9,288,000	平成28年4月25日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
4	最適先端処理技術実験施設整備修繕外	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	理水化学(株)	19,980,000	平成28年4月25日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
5	柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕 (その3)	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 守口市 枚方市	島津システムソリュー ションズ(株)	6,210,000	平成28年5月6日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
6	柴島浄水場外5か所水質計器整備修繕 (その2)	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 鶴見区 守口市 寝屋川市 枚方市	向洋電機(株)	29,484,000	平成28年5月9日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
7	平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備修 繕	09B:上下水道施設 工事	平野区	(株) 産機テクノサー ビス	13,500,000	平成28年6月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
8	城北川水と彫刻の広場せせらぎ排水用 ポンプ修繕	09D:機械器具設置 工事	城東区	クボタ機工(株)	2,667,600	平成28年6月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
9	大阪市中央卸売市場本場集中自動検針 装置取替工事	04:電気工事	福島区	東光東芝メーターシ テムズ(株)	3,672,000	平成28年6月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
10	舞洲スラッジセンター4号遠心脱水機修 繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	巴工業(株)	8,748,000	平成28年6月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
11	舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施 設整備工事	09B:上下水道施設 工事	此花区	三菱化工機・日揮 特 定建設工事共同企業 体	507,600,000	平成28年6月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
12	舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整 備工事	09B:上下水道施設 工事	此花区	月島機械・メタワー ター・東芝 特定建設 工事共同企業体	372,600,000	平成28年6月23日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
13	大阪市中央卸売市場南港市場副産物処 理ドライメルターその他改修工事	09D:機械器具設置 工事	住之江区	関西ティーイーケイ(株)	9,072,000	平成28年6月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

## 随意契約理由書

1 案件名称  
柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その6）

2 契約の相手方  
（株）デイケイケイサービス関西

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び豊野浄水場に設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、東亜ディーケーケー（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、東亜ディーケーケー（株）より整備業務を移管されている（株）デイケイケイサービス関西のみである。

4 根拠法令  
地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署  
水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
城東消防署建設に伴うコンピュータ設備工事
- 2 契約の相手方  
富士通株
- 3 随意契約理由  
本工事は城東消防署設置の消防情報システム署所端末機器を庁舎建設工事に伴い、新築された庁舎の各室へ設置するものである。  
消防情報システム署所端末機器は、災害出場用に出場隊のランプ制御や出場トーン制御などを司る機器で、本機器の接続処理を行うには製造者しか知りえない端末機器の知識や技術などが必要である。  
上記業者は、消防情報システム署所端末機器の製造者で、端末機器の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、施工ができる唯一の業者である。  
よって、上記業者と契約を締結する。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署  
消防局警防部警防課 (情報システム) (電話番号 06-4393-6573)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その1）

### 2 契約の相手方

メタウォーター（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（原水有毒物質監視装置）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、富士電機システムズ(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、富士電機システムズ(株)は、平成19年4月の分社化により当該水質計器に関する事業を富士電機水環境システムズ(株)に継承し、さらに平成20年4月には、(株)NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター(株)が設立され、事業継承されている。

よって、本修繕ができる業者は、メタウォーター(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

### 5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

最適先端処理技術実験施設整備修繕外

### 2 契約の相手方

理水化学(株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場内にある最適先端処理技術実験施設に設置しているプラント設備の整備修繕を行い、機能回復を図るとともに、同施設内に設置している循環設備の改造を行うものである。

当該設備は、理水化学(株)が独自に設計、製作したものであり、本修繕を行うにあたっては、総合的な実験施設のシステム及び各機器・装置の構造、構成及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

また、改造に際しては、循環設備についてポンプ能力を変更し、最適先端処理技術実験施設内のC系浄水処理フローに接続して一体的に運用するため、上記業者以外の者が本修繕を行い、当該設備に不具合が発生した場合、責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来る唯一の業者は理水化学(株)である。

よって、上記業者と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場(電話番号06-6815-2356)

## 随意契約理由書

1 案件名称  
柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その3）

2 契約の相手方  
島津システムソリューションズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（T  
OC計、pH計、有試薬残留塩素計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものであ  
る。

当該水質計器は、（株）島津製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交  
換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を  
熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、当該水質計器の整備修繕は（株）島津製作所から島津システムソリューシ  
ョンズ（株）に移管されているため、本修繕ができる業者は島津システムソリュー  
ションズ（株）のみである。

4 根拠法令  
地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署  
水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

柴島浄水場外5か所水質計器整備修繕（その2）

## 2 契約の相手方

向洋電機（株）

## 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、東淀川浄水場、城東配水場、庭窪浄水場、豊野浄水場、楠葉取水場及び体験型研修センターに設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、横河電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要とする。また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、横河電機（株）の当該業務は横河フィールドエンジニアリングサービス（株）に吸収分割され、平成25年4月からは横河ソリューションサービス（株）に承継されており、当該水質計器の整備修繕は横河ソリューションサービス（株）から向洋電機（株）に移管されているため、本修繕ができる業者は向洋電機（株）のみである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野下水処理場 汚泥溶融炉計装設備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 産機テクノサービス

### 3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各計装機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 日立製作所が設計製作したもので、計装設備としてのループ回路が一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、当初設計製作した(株) 日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在(株) 日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を(株) 産機テクノサービスに業務移管している。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)



## 随意契約理由書

1 修繕名称

城北川水と彫刻の広場せせらぎ排水用ポンプ修繕

2 契約の相手方

クボタ機工(株)

3 随意契約理由

水と彫刻の広場は、城東区関目（北葦橋）の袂に設置される水に親しみ憩いの場となる施設である。

この度、施設の点検を行った際、ポンプ室に水が溜まり排水用ポンプが水没し起動不能になっていることが判明した。これにより機能回復を図るため、ポンプの分解整備を行い主軸や電動機、パッキン類等を交換することが必要となった。

現状のままでは、梅雨を迎えるにあたり、降雨時にせせらぎに溜まった水を排水できないため歩道上に水が溢れ、歩行者が転倒する恐れがあること、また、取水口付近に溜まった水に虫が発生することや水が腐敗することによる悪臭等が隣接するマンションの住民への衛生面に影響を及ぼす恐れがあることから修繕の必要がある。

同ポンプはクボタ機工(株)の独自技術により設計・製作された設備であり、ポンプを構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたってはポンプの構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7261）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場集中自動検針装置取替工事

### 2 契約の相手方

東光東芝メーターシステムズ㈱

### 3 随意契約理由

本工事は市場運営に支障をきたさない様、市場施設使用者の維持料調定の基本データを管理している電気及び水道料金の検針システムの伝送制御装置及び蓄電池並びに冷却ファンの交換・調整を行うものである。

本集中検針設備の工事の施工にあたっては製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要で、ハード及びソフトについて製造業者の技術情報も不可欠であり、その技術情報は当該設備の製造者である㈱東芝のみが有している。

また、本工事で施工する部分は、既設部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施行させた場合、既存部分の使用等に関してトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

㈱東芝は、計器事業全般を同社の系列会社である東光東芝メーターシステムズ㈱に移管しているため、本工事が施工可能な業者は、東光東芝メーターシステムズ㈱のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

## 随意契約理由書

## 1. 修繕名称

舞洲スラッジセンター4号遠心脱水機修繕

## 2. 契約相手方

巴工業(株)

## 3. 随意契約理由

今回修繕を行う遠心脱水機は、舞洲スラッジセンターにて受泥する消化汚泥を脱水し、脱水ケーキにするための設備である。

現在、当該脱水機の構成部品の一部が汚泥中の夾雑物・砂等により破損し、運転に支障を来している。

本機器が稼働しなければ、脱水ケーキを汚泥溶融処理施設に供給することができないことから、円滑な汚泥処理を行うために修繕する必要がある。

本機器は巴工業(株)が設計及び製作したものであり、修繕に当たっては当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は巴工業(株)のみである。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5. 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号: 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1. 工事名称

舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事

### 2. 契約相手方

三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

### 3. 随意契約理由：

今回整備工事を行う脱水分離液処理施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水分離液に含まれているアンモニアを処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全を期するものである。

本施設は、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体が設計製作及び施工したもので、その根幹技術は共同企業体と本市が永年にわたって共同で研究開発し、両者が共同特許を有する設計技術的に特殊な設備である。

本施設は多くの機器類で構成され、互いに複雑にシステム化されて稼動するものであることから施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に重要であり、これらを整備するには唯一プラント設計能力を有している共同企業体の考え方を十分に反映させることが不可欠である。

実施にあたっては共同企業体の持つ独自の技術が必要であり、主要部品も共同企業体しか製作していないため他から調達できない。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本整備工事ができる業者は三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体のみである。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5. 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号：06-6460-2830)

## 随意契約理由書

1 工事名称：舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事

2 契約相手方：月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由：

今回整備工事をおこなう汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融施設としてわが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、施設の建設に当たっては機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるが、施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっては共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっている。さらには、主要部品についても共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター（株）」は、日本碍子（株）の事業継承会社であり本件に必要な技術を有するものである。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号：06-6460-2830)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場 副産物処理ドライメルターその他改修工事

## 2 契約の相手方

関西ティーイーケイ (株)

## 3 随意契約理由

本設備は、と畜解体後に発生する副産物（骨、動物性油脂）処理プラントのドライメルター及び大動物頭部粉碎機の部品取替及び部品取替に伴うプラント全体の試運転と総合調整を行うものであるが、ドライメルターの確実な気密性の確保及び大動物頭部粉碎機の粉碎機能を維持するために改修工事が必要となっている。

当該プラントについては、建設時よりすべて東レエンジニアリング (株) が設計・施工したものであり、同社でなければ構造を把握できない部分や、調達できない部品等が多くあるとともに、他社が施工した場合、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、当初の施工業者が施工することにより、本工事に対して一貫して責任を持たせる必要がある。

なお、東レエンジニアリング (株) は当該プラント事業を平成 17 年度より関西ティーイーケイ (株) に移管している。

以上のことから、本工事が施工可能なのは関西ティーイーケイ (株) のみであり、随意契約を依頼するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当 (電話番号 06-6675-2015)